三　当該商品取引所及びその子会社に関する次に掲げる書類
イ　当該商品取引所及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
ロ　当該認可後三事業年度における当該商品取引所及びその子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書面
四　その他参考となるべき事項を記載した書面
（自主規制業務）
第一条の三　法第五条の二第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　会員等の資格の審査
二　会員等が行う商品市場における取引の内容の審査（商品市場における取引を円滑にするため、これらの取引の状況について即時に行うものを除く。）
三　法第五条の二第二項第一号及び第二号に掲げる業務に関する定款その他の規則の作成、変更及び廃止の業務
第六条中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。
三　法第九十六条の十四第二項第二号
第二十九条の次に次の一条を加える。
（財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実）
第二十九条の二　法第八十六条第一項本文の主務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。
一　役員若しくは使用人である者又はこれらであった者であって法第八十六条第一項本文の株式会社商品取引所の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該株式会社商品取引所の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
二　当該株式会社商品取引所に対して重要な融資を行っていること。
三　当該株式会社商品取引所に対して重要な技術を提供していること。
四　当該株式会社商品取引所との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。
五　その他当該株式会社商品取引所の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
第三十条中「第八十六条第一項」を「第八十六条第一項本文」に改め、同条第一号中「第八十六条第三項」を「第八十六条第五項」に改め、同条第三号中「次条」の下に「、第三十六条の十」を加え、「第八十六条第三項」を「第八十六条第五項」に改める。
第三十一条中「第八十六条第二項」の下に「、第九十六条の十九第二項及び第九十六条の二十五第二項」を加え、同条第一号中「第八十六条第一項」を「第八十六条第一項本文」に改め、「この条において」を削り、同条第四号中「いう」の下に「。第三十六条の十において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。
（特定保有者の届出）
第三十一条の二　法第八十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　特定保有者（法第八十六条第三項に規定する特定保有者をいう。次号において同じ。）となった日
二　特定保有者に該当することとなった原因
三　その保有する対象議決権の数
（対象議決権保有届出書）
第三十一条の三　法第八十六条の二第一項の規定により対象議決権保有届出書を提出する者は、様式第一号の二により作成した対象議決権保有届出書及びその写しを主務大臣に提出しなければならない。
2　法第八十六条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　商号、名称又は氏名
二　本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所
三　保有する議決権の数
四　対象議決権保有届出書を提出する者と特別の関係（令第七条第一項各号又は第七条の四第一項各号に掲げる関係をいう。）にある者に関する事項
第三十六条の次に次の十一条を加える。
（緊急の場合の取扱い）
第三十六条の二　法第九十六条の七各項の主務省令で定める自主規制業務は、会員等に対する処分とする。
（自主規制委員会の同意を得るべき事項）
第三十六条の三　法第九十六条の九の主務省令で定めるものは、取引参加者の資格の付与に関する基準とする。
2　特定株式会社商品取引所（法第九十六条の二第二項に規定する特定株式会社商品取引所をいう。）は、取引参加者の資格の付与に関する基準の作成を行おうとするときは、自主規制委員会の同意を得るものとする。
（自主規制委員会の議事録）
第三十六条の四　法第九十六条の十三第三項の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一　自主規制委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない自主規制委員が自主規制委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
二　自主規制委員会の議事の経過の要領及びその結果
三　決議を要する事項について特別の利害関係を有する自主規制委員があるときは、その氏名
四　自主規制委員会に執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が出席した場合には、その氏名又は名称
五　自主規制委員会の議長が存するときは、議長の氏名
六　議事録の作成に係る職務を行った自主規制委員の氏名
（自主規制委員会の議事録に係る電子署名の規定の準用）
第三十六条の五　第二条の規定は、法第九十六条の十三第五項の規定による署名又は記名押印に代わる措置について準用する。
（自主規制委員会の職務執行のために決定すべき事項）
第三十六条の六　法第九十六条の十七の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　自主規制委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
二　自主規制業務の執行を行う取締役、執行役及び使用人に関する事項
三　前号の取締役、執行役及び使用人が自主規制委員会に自主規制業務の執行に関する事項を報告するための体制その他の自主規制委員会への報告に関する事項
四　その他自主規制委員会の自主規制業務に関する事項の決定が実効的に行われることを確保するための体制
（株式会社商品取引所の主要株主の認可申請）
第三十六条の七　法第九十六条の十九第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　商号若しくは名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所（地方公共団体にあっては、事務所）の所在地又は住所若しくは居所
二　地方公共団体にあっては、その長の氏名
三　法人（地方公共団体を除く。）にあっては、その代表者の氏名
四　認可申請者が保有する当該認可に係る株式会社商品取引所の対象議決権の数及び保有割合並びに当該認可後に取得し、又は保有しようとする当該株式会社商品取引所の対象議決権の数及び保有割合
五　当該認可に係る株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有しようとする理由